

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	北区役所区民生活部コミュニティ課
件名	北区プロモーション動画制作業務
履行場所	さいたま市北区宮原町1-952-1 ほか
契約締結日	令和5年8月4日
契約の相手方名	株式会社テレビ埼玉
契約金額	3,000,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、北区が持つ可能性や地域の魅力を市の内外に向けて広報するためのプロモーション動画を制作する一連の業務を委託するものである。</p> <p>企画・構成の詳細を仕様書に定めることが困難であり、民間事業者が持つ最新の技術・知識等に基づく創造性を必要とするものである。</p> <p>また、本市の広報物の作成に携わったことがあり、本市の広報の方向性を熟知している者、かつ、北区の風物や文化財など地域資源や北区についてよく知る者であることが、受託者の必須条件である。</p> <p>については、北区が行う情報発信や北区への集客に波及効果の高い企画内容を構築できると考えたことから、受託者の選定方法として指名型プロポーザル方式を採用することが妥当であると判断し、契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>